

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第3回）議事概要

1 日 時 令和7年3月28日（金） 17:00～19:00

2 場 所 法務省（オンライン会議）

3 議事概要

(1) 養育費債権に付与される先取特権の上限額について

- 協議・調停等により定められた養育費の額等に関する統計資料を見ると、子1人につき月額6万円ないし8万円の範囲で、全体の8割ないし9割という大部分をカバーしているため、その範囲が一つの目安になると考えられる。
- 司法統計年報によれば、4万円以下の範囲では5割未満しかカバーできないし、全国ひとり親世帯等調査によっても、令和3年度時点で子1人につき平均月額4万0468円であるため、その後の物価上昇等も考慮すると、月額4万円以下では少なすぎると考えられる。
- 先取特権でカバーすべき範囲として考えると、全体の9割程度を捕捉できればよく、それに含まれない月額8万円を超える金額を定めた方々については、先取特権に頼らずとも、公正証書等の債務名義を自身で作成するという自助努力を期待することもできる。
- 平均的な収入に基づいて算定表により算出される養育費の額を参照すると、子の年齢区分に応じて、月額「4～6万円」の枠と月額「6～8万円」の枠に該当することから、そのいずれの枠にも当てはまる月額6万円が一つの指標になり得る。一方で、飽くまで上限額であることを考慮すると、子の年齢が高いケースまでカバーできる月額8万円とすることも考えられる。
- なお、各種統計を見ると、子の人数が増えるに連れて養育費の合計金額は逡減していることから、先取特権の上限額につき、子1人当たりの金額を定めた上で子の人数で乗算することとしても、実際に行使する先取特権の金額が高額になりすぎるという心配は必要ないように思われる。また、子1人当たりの金額を定めた上で子の人数で乗算することとすれば、子が2人以上の場合については、ほぼ100パーセントをカバーできるように思われる。

(2) 法定養育費の額について

ア 参考となる制度及び統計資料について

- 「最低限度の生活」の維持に要する標準的な費用の額を検討する上では、最低限度の生活の保障を制度趣旨とする生活保護制度における最低生活費の算出方法の考え方が参考になると考えられる。その上で、法定養育費が暫定的・補充的なものであることからすれば、生活扶助基準や教育扶助基準等に定められた費用は、いずれの子にもかかる費用として考慮すべきと考えられる一方で、住宅扶助基準等に定められた費用は、個別のケースによる差が大きく、当事者間の協議に委ねることが相当であるとも考えられる。
- 家計調査年報の2人以上の世帯の支出額は、世帯主の平均年齢が60.2歳であり、法定養育費の制度利用が想定されるひとり親世帯の支出とはやや異なるように思われるが、全国家計構造調査の母子世帯の支出額は、実際にかかる費用として参考になり得る。その上で、母子世帯の平均世帯人員が2.44人、すなわち子が1人より少し多いという前提で、支出額が月額19万6379円であることを考慮することも考えられる。
- 「子の監護を主として行うもの」は、児童手当等の社会保障給付を受給することができる想定されるため、生活保護費を算出する際と同様に、社会保障給付の受給金額を考慮することが考えられる。
- なお、里親制度における里親手当の金額を参考にすることも検討したが、父母間で定められる養育費と比べて、制度趣旨や費用負担の在り方等が異なることから、直接的には参考にし難いものと判断した。
- これらの制度及び統計資料を考慮した上で、法定養育費が飽くまでも当事者間で取決めがされるまでの暫定的・補充的な制度であること、同制度を利用する当事者にとっての明確性が必要であること等を踏まえ、複数の委員から、法定養育費の額について、月額2万円程度という金額の案が提示された。

イ 検討すべき論点について

- 子の年齢区分を設定することの要否については、下記の理由から、消極との結論に異論はなかった。
 - ① 子の年齢に応じて法定養育費の金額が異なると、計算の分かりやすさの観点から、実務の運用に耐え難くなるおそれがある。
 - ② 仮に子の年齢区分を設定するとしても、例えば教育費に関して、子が小学生と中学生と高校生とでどれくらいの差を設ける必要があるのか、子に要する出費のみならず親の収入の変動はどのように考慮するのか等、年齢区分に応じた一律の基準を定めることに難がある。

- ③ 養育費の算定表は、子が15歳未満と15歳以上とで金額に差異を設けているが、実際に定まる養育費の額は、両親の収入等の諸要素を複合的に考慮して定められるものであるため、子の年齢に応じて一律に養育費の額が上がるという考え方ではない。
- ④ 法定養育費の額は、飽くまで暫定的な金額であるため、子の成長に応じて更に高額な養育費が必要となった場合は、父母間の協議により定めることが相当ともいえる。
- 義務者側が低収入となるケースを考慮することの要否については、法文上「最低限度」とされていることからすれば、義務者側が低収入となるケースも一つの参考とすべきとの意見もあった一方で、そのようなケースでは、義務者側が改正後民法766条の3第1項ただし書として主張した個別の事情を考慮すれば足り、法定養育費の額を一律に下げる方向で考慮する必要はないとの意見もあった。
- その他、こどもへの時間投入の価値を子育て費用に反映することの要否については、下記の理由から、消極との結論に異論はなかった。
 - ① 養育費の額に監護分担の時間を考慮するとすれば、親子交流の回数が増えると養育費が減るという捉え方にもなりかねず、現在の実務に大きく影響を与えるおそれがある。
 - ② 「子の監護を主として行うもの」においても、専ら監護補助者が養育しているような場合もあり、必ずしもこどもへの投入時間とリンクしないことがあり得る。

(3) 日割り計算の方法について

- 法定養育費の日割り計算の方法については、始期に離婚の日を含み、終期に養育費の定めをした日等を含むということを前提に、その月の現日数を基礎に計算するという方法に異論はなかった。
- なお、法定養育費が養育費の定めをした日まで発生するということは、現在の実務で養育費の始期が請求時とされている取扱いを変更するものではないことも確認された。